

気温が氷点下になると水道管が凍結することがあります。夜間や長期間留守になる場合は早めの点検をお願いします

水道管の冬支度をしましょう

水道管の凍結・漏水を防ぐには…

水道管の露出部分には、凍結防止のための保温材などで直接外気に触れないように保護しましょう

○保温材に破れや損傷がないか確認します。もし損傷箇所等があれば、そこから凍結する危険度が高くなりますので、必ず補修を行ってください。

○凍結防止用ヒーターが巻かれている場合は、寒くなる前にコンセントがしっかりと差し込まれているか確認してください。

○屋外の蛇口や立ち上がり管は、積雪や落雪での破損を防ぐため、囲いなどの防護をしてください。

メーターボックス内も保温しましょう

○メーターボックス内は空洞になっていて、水道管がむき出しの状態になっています。ボックス内のメーター

や水道管を緩衝材などで巻き保護しましょう。発泡スチロールや布切れなどをビニール袋に詰めたものでも代用できます。

○ボックス内に水が入らないようにしっかりと蓋を閉めてください。

定期的に水道メーターを確認しましょう

○水道を使っていない状態で、水道メーターの文字盤（写真参照）にあるパイロット（銀色の円盤）が回転して

いれば漏水の可能性がります。その際は町の指定水道工事店に修理を依頼してください（修理費用はお客様負担となります）。

○漏水の早期発見のため定期的にメーターのパイロットや指針の確認をお願いします。

「水抜きバルブ」による水道管の水抜きが効果的です

○家を留守にする場合や寒さが厳しい夜の就寝前などには、水抜きバルブを操作して水道管内の水を抜くようにしましょう。

○水抜きをした後は、必ず水道メーターのパイロットを

確認してください。水抜きバルブの故障により、操作すると漏水する場合があります。

水道管が凍結して水が出ないときは…

水道管や蛇口などの凍結している部分にタオルや布をかぶせ、ぬるま湯をゆっくりかけて徐々に解かしましょう

※熱湯はかけないでください。破裂、ひび割れの原因になります。もし水道管が破裂してしまつたら、水抜きバルブを閉めて水を止め、町の指定水道工事店に修理を依頼してください。

給水設備の修理を依頼するときは次の点にご注意ください

○知り合いの水道工事店があるときは、「越生町の指定水道工事店」かどうかをご確認ください。指定を受けていない事業者は、町内では水道管などの工事はできません。

○工事の内容や費用について、十分な説明を受けてください。

※町の指定水道工事店かどうかかわからないときは、水道課へお問い合わせください。※屋敷内などの私有地に設置された給水設備は、設置者にその管理責任があるため、修理費用は設置者の負担となります。

※地上部分での凍結に起因する漏水は、原則として漏水軽減の対象にはなりません。

漏水により水道料金が高額になった場合には

お客様が適正な管理をしなくても発見することが困難な地下漏水は、料金の一部を減免する制度があります。

ただし、減免を受けるためには、漏水箇所の修理を町の指定水道工事店が行うことなどの条件があります。詳しくは水道課へお問い合わせください。

問 水道課 庶務担当

TEL 292-3002



もしものときにあなたの命の情報を伝える

うめりん救急あんしんキットは

正しく設置されていますか

このキットは、あなたの持病、かかりつけ医療機関、緊急連絡先、介護保険などの情報を容器に入れ冷蔵庫に保管します。もしものとき本人や家族、救急隊などがその容器を本人とともに医療機関や避難所等に持参することで、救急隊や医師などから適切で迅速な処置を受けやすくなり、親族などからいち早い協力が得られたりできることを願って作成しています。

キットの容器に入れるもの

○救急情報を記入した救急情報用紙

○医療機関や薬局等からの薬剤情報提供（薬剤説明）書

○診察券や健康保険証の写し

○本人の写真など

※現金は絶対に入れないでください。

設置場所 冷蔵庫の中の扉側棚表示シール・ステッカー・キットを設置したことが分かるように、次の場所に表示シールとマグネットステッカーを貼ってください。

表示シール（粘着糊式）…玄関の扉の裏側（防犯を考慮し、必ず扉の裏側に貼ってください）

表示ステッカー（マグネット式）…冷蔵庫の扉の表側

変更があったとき キットの容器に入れた救急情報は、常に新しい内容に書き換えたり入れ替えたりしてください。救急情報の記入用紙が不足するときは、健康福祉課窓口で配付します。



健康福祉課 高齢者介護担当

TEL 内線 115・116

4月から結婚祝金制度（1組10万円）も始まりました

結婚新生活支援事業費補助金（最大24万円）

町では、結婚して新たに生活を始めるための引越越し費用や家賃などを助成します。

対象世帯 次の条件をすべて満たす世帯（夫婦）

○平成29年4月1日（土）～30年3月20日（火）までに婚姻届を提出し、受理された世帯

○申請時に夫婦の双方または一方の住民票が越生町にあること

○婚姻届提出時点で、夫婦ともに50歳未満であること

○前年の所得額の合計が340万円未満であること

※1…貸与型奨学金を返済している場合、前年の返済額を所得額から控除できます。

※2…婚姻を機に夫婦の双方または一方が離職した場合、所得なしとして夫婦の所得を算出します。

○夫婦ともに町税等の滞納がないこと

○過去にこの補助金の交付を受けていないこと

補助金額 住居費と引越越し費用の合計額で、1世帯上限24万円

対象経費 転入・転居の費用のうち、平成29年1月1日（日）から30年3月20日（火）までに支払った次の費用

○新規の住宅取得費用

○新規の住宅賃貸費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等）

※勤務先から住宅手当が支給されている場合、住宅手当分は対象外。

○結婚に伴う引越越し費用

申込み 平成30年3月20日（火）までに、次の書類を企画財政課窓口へ提出

提出書類 ○越生町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（同課窓口で配布）

○婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本

○夫婦の前年の所得証明書と直近の納税証明書または非課税証明書

○夫婦の双方または一方の住所が当該住宅の住所であることがわかる住民票の写し

○物件の売買契約書または工事請負契約書と領収書等の写し（住宅を賃借した場合）

○物件の賃貸借契約書と領収書等の写し（住宅を賃借した場合）

○住宅手当支給証明書（住宅を賃借した場合）

○引越越し費用の領収書の写し（引越越し費用の補助金の交付を申請する場合）

○貸与型奨学金の返済額がわかる書類（※1に該当する場合）

○物件の売買契約書または工事請負契約書と領収書等の写し（住宅を賃借した場合）

○物件の賃貸借契約書と領収書等の写し（住宅を賃借した場合）

○住宅手当支給証明書（住宅を賃借した場合）

○引越越し費用の領収書の写し（引越越し費用の補助金の交付を申請する場合）

○貸与型奨学金の返済額がわかる書類（※1に該当する場合）



企画財政課 企画担当

TEL 内線 224